

滝川市農業振興基金運用会議設置要綱

(設置)

第1条 滝川市農業振興基金（以下「基金」という。）の効率的な運用を図るため、滝川市農業振興基金運用会議（以下「運用会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運用会議は、次の事項について審議し、意見を滝川市長に具申するものとする。

- (1) 基金の造成に関すること。
- (2) 基金運用益による事業の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運用会議が必要と認める事項

(基金事業)

第3条 基金運用益で実施する事業は、別表第1のとおりとする。

(組織)

第4条 運用会議は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 運用会議に委員長1名及び副委員長2名を置く。
- 3 委員長は、運用会議の運営を統轄し、運用会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、これを代理する。
- 5 委員長及び副委員長は、運用会議において選出する。
- 6 運用会議の事務局は、産業振興部農政課に置く。

(会議)

第5条 運用会議は、委員長が招集し、会議の長となる。

- 2 前条の委員が事故又は不在のときは、その委員の所属機関、団体の中から代理人を定め、会議に出席させるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運用会議の運営に必要な事項は、運用会議で定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月2日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年6月22日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の（中略）滝川市農業振興基金運用会議設置要綱（中略）の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月22日から施行し、（中略）第2条の規定による改正後の滝川市農業振興基金運用会議設置要綱の規定（中略）は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月17日から施行し、（中略）第10条の規定による改正後の滝川市農業振興基金運用会議設置要綱の規定（中略）は、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から施行し、（中略）第 12 条の規定による改正後の滝川市農業振興基金運用会議設置要綱の規定（中略）は、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

◎基 金 事 業

事 業 名	内 容
1. 農業担い手の育成確保	(1) 道内、道外、海外の先進地研修派遣 (2) 青年農業賞の授与 (3) 花嫁、花婿の確保 (4) 新規学卒者等の就農誘致促進 (5) 滝川農業塾の運営
2. 高齢者能力の活用	(1) シルバー園芸援農隊の設置及び活動促進 (2) 農村伝統文化の継承
3. 農業団体の育成	(1) 青年及び婦人団体の活動強化 (2) 生産組織の強化 (3) 農事研究団体の活動強化 (4) 農産加工研究団体の活動強化
4. 農業研修講座の開催	(1) 農業一般 (2) 野菜、果樹、花き等部門別
5. 都市との交流	札幌市、栃木市、名護市、東京他
6. イベントの開催	農業まつり他
7. 各種協議会の費用負担	営農振興対策連絡協議会
8. その他、農業振興のため特に必要な事業	

別表第 2（第 4 条第 1 項関係）

所属機関団体名	職 名	備考
滝川市	産業振興部長	副委員長
滝川市農業委員会	農政特別委員長	
空知農業改良普及センター中空知支所	支所長	
たきかわ農業協同組合	専務理事	委員長
滝川市農民協議会	書記長	副委員長
たきかわ農業協同組合女性部	滝川地区代表、江部乙地区代表	
たきかわ農業協同組合青年部	部長	
北海道中央農業共済組合中空知支所	滝川代表理事	
市内土地改良事業団体代表	空知土地改良区副理事長	

備考 この表に規定する職名の者が市外に居住している場合は、当該関係機関団体の長が指名する者に代えることができる。